

番号：160336

国名：ヨルダン

担当：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名：労働安全衛生センター機能強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間：2016年7月上旬から2016年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：
 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月24日（金）までに個別に通知します。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ヨルダン／全途上国
語学の種類	英語

**5. 条件等**

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ヨルダンでは、労働現場において社会保障公社に報告されているだけで年間約 17,000 件の死傷災害、約 80 人の死亡災害が発生しており、労働災害は深刻な課題であると認識されている。1996 年に制定された労働法で労働安全衛生規定を明文化して以降、ヨルダン政府は、従業員数 20 人以上の組織や企業に対し、職業訓練公社労働安全衛生センターから認定を受けた労働安全衛生担当者の採用を義務化している。

しかし、対象企業 22,000 社が雇用している認定された同担当者は約 2,000 人に留まり、法律が形骸化している。また、労働省及び労働安全衛生センターが中心となり、労働安全衛生監査や労働安全衛生キャンペーンを実施しているものの、限られた数の監査チームによってすべての事業所に法規を徹底させることは物理的に不可能な状況である。

このような状況に対応するため、ヨルダン政府は、2016 年から労働大臣が中心となり、労働安全衛生イニシアティブを開始することを決定した。本イニシアティブの柱となるのが、労働安全衛生センターの機能強化であり、国際基準に準拠した研修機能強化、調査研究・技術サービス提供機能強化、広報普及機能強化、6つの地方センター設立を計画している。これにより、参加型・自主対応型の労働安全衛生活動がヨルダンで普及することを目指しているが技術的なノウハウが不足している。そのためヨルダン政府は、同分野において豊富な経験を有する日本に対し、「労働安全衛生センター機能強化プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る詳細活動計画（案）について職業訓練公社・労働安全衛生センター（本プロジェクトのカウンターパート機関、以下、「C/P 機関」）と協議・合意し、その内容を協議議事録（M/M）として取りまとめ、署名・交換するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組みと手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等（以下、「JICA 団員」とする）と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2016 年 7 月上旬～7 月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、ヨルダンの開発計画における本プロジェクトの位置づけや、協力対象分野における政策・制度の現状、開発動向を把握する）。
- ② 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③ PDM (Project Design Matrix) (案) (和文・英文)、PO (Plan of Operation) (案) (和文・英文) 及び事業事前評価表（案）(和文) の担当分野関連部分を作成する。
- ④ ヨルダン関連機関（C/P 機関等）、他ドナー等に対する質問票（案）(和文又は英文) を作成し、必要に応じてヨルダン側関係機関に事前に送付する。
- ⑤ 他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2016 年 7 月中旬～8 月初旬）

- ① JICA ヨルダン事務所等との打合せに参加する。
- ② ヨルダン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 上記(1)④で作成した質問票に沿って情報を収集、プロジェクトを取り巻く現状を把握する。
- ④ 事業事前評価表（案）(和文) の作成に必要な以下を含む各種情報を収集・分析する。
  - ア) ヨルダンの労働安全衛生セクター開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
  - イ) ヨルダンの労働安全に関する動向（労働安全政策、制度、統計・データ等）
  - ウ) 他ドナー（USAID 等）の援助動向

- エ) ヨルダン側の本プロジェクト実施体制（組織、予算、人員等）
- ⑤調査団及びヨルダン側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、ミニッツ（案）（英文）の作成に協力する。
  - ⑥ヨルダン側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
  - ⑦担当分野に係る現地調査結果を JICA ヨルダン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2016年8月初旬～8月中旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する成果品は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）及び（2）とする。

（1）詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

（2）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）及び（2）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年7月15日～8月2日（仮）を予定しています。

本業務従事者は、機構の調査団員及び有識者団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 労働安全衛生行政（有識者）

エ) 労働安全衛生研修（有識者）

オ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構ヨルダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

先方が英語を解さない場合は、英語⇄アラビア語の通訳を提供する

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

(TEL : 03-5226-8338) にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ 要請案件調査票

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ヨルダン国内での作業においては、JICA 安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA ヨルダン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じて下さい。

③不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

④詳細計画策定調査の業務経験を有していることが望ましいと考えています。

以上